

割賦販売小委員会報告書の概要

当面の制度化に向けた整理と今後の課題
～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～

令和2年1月

商務・サービスグループ

商取引監督課

割賦販売法制を巡る環境変化と基本的な考え方

決済テクノロジーの進化

- 近年、**ICTの進展**に伴い、決済分野においても、**決済テクノロジーが進化**し、スマートフォン・アプリやQRコード等の多様なインターフェースを用いた決済サービスが登場している。
- 特に、FinTech企業を中心に、ビッグデータ・AI等といった新たなテクノロジーを背景として、多様な消費者ニーズを捉えつつ、UI/UXに優れた利用者目線のサービスが広がりを見せている。
- また、IT系・SNS系事業者やECモール事業者を始めとした決済分野以外の事業者の決済分野への参入も含め、従来の「業」の垣根を越えた**決済サービス・主体の多様化**が進んでいる。

ICT技術の進展

→安価で利便性の高い高付加価値なサービス提供が可能に

スマートフォンの普及
(平成22年9.7%→平成29年75.1%)

顧客接点の獲得容易化

(出典 平成29年度総務省情報通信利用動向調査)



クラウドサービスの普及
(平成25年33.0%→平成29年56.9%)

サービス提供コストの低下

(出典 平成30年版総務省情報通信白書)



AI、ビックデータ、
ブロックチェーン等の新技術

新たな分析・取引記録の技術



NFC端末の普及、
QRコード、生体認証 etc

多様なインターフェースの登場



決済分野におけるテクノロジーの活用

- ・ スマートフォン・アプリやQRコードなど多様なインターフェースを活用した決済サービスの登場
- ・ クラウドの活用やアジャイル型の開発手法などによる安価でスピーディなサービス提供
- ・ AI等新技術を用いた分析による、より質の高いサービスの提供



決済サービス・主体の多様化

FinTech企業の決済サービス

- ・ スマートフォンやインターネットを活用
- ・ UI/UXに優れた利用者目線のサービス
- ・ 多様な消費者ニーズにきめ細かく対応

※UI：ユーザーインターフェース
UX：ユーザーエクスペリエンス



異業種からの参入

これまでの流通系事業者や交通系事業者の他、決済分野以外の事業者が「業」の垣根を越え参入

IT

SNS

ECモール

携帯キャリア

コンビニ

宅配サービス

今後の規制体系のあり方

決済テクノロジーの進化する中、**技術革新を適切に取り込んでいく**ための、より**柔軟な規制の枠組み**が求められており、以下のような考え方に則ってその**あり方を見直す**ことが必要である。

- テクノロジーの進化に伴い、例えば、従来取得できなかった膨大なデータ（ビッグデータ）が取得できるようになるとともに、新たにAI等の高度な分析手法が登場し、決済分野も含め、これらを事業活動の中で活用することが可能となっている。この技術革新は、一時的・断続的なものではなく、絶えず継続的に生まれるものであり、**技術のあり様は常に進化**を続けている。
- 割賦販売法制においても、こうした技術革新を適切に取り込むことで、より利便性の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される一方、これらの**新たな技術・サービスは、既存の規制体系では捉えきれない**。
- このため、**適切な消費者保護を前提に、利用者が多様な決済手段を円滑に利用できる環境を整備すべく、技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みが**求められている。
- 具体的には、リスクベース・アプローチや性能規定の導入など、技術の進展に対しても陳腐化・形骸化しない柔軟な規制への見直しや、RegTech／SupTechなどによる被規制事業者・行政双方の法規制対応の高度化など、規制手法の変革が必要である。
- **事業者の多様な取組を許容することは、リスクを増加させる要因ではなく、むしろ、事業者の創意工夫やイノベーションを通じてより安全・安心な取引環境を構築するために重要な方法であり、消費者保護を精緻化するアプローチ**であると考えられる。今後、こうした取組を促進することにより、我が国の後払い決済サービスにおける消費者保護を精緻化し、**テクノロジー社会を前提とした新たな安全・安心なクレジットカード利用環境の整備を進めることが必要**である。
- なお、リスクベース・アプローチや性能規定の導入といった今回の規制の見直しは、割賦販売法の規制枠組みにおいて、**その規制の内容を目的やリスクに見合ったものとするものであり、単なる規制の緩和を行うものではない**。

（参考 1）成長戦略実行計画

- 成長戦略実行計画が令和元年 6 月21日に閣議決定。
- 割賦販売法においては、与信審査における性能規定の導入などの見直しが求められている。

成長戦略実行計画（抄）

2. フィンテック／金融分野

（2）対応の方向性

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、**同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現**に向けて取り組む。これにより、**新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進**する。

（決済分野）

現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、①プリペイド

（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払い（注1）や、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金（注2）を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレス決済手段を実現する。その際、例えば、**割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。**これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

（注1）プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払い

：少額・低リスクな決済について、従来型の比較的高額な決済の場合とは異なる制度へと見直すことにより、プリペイド・ポストペイ等を通じたシームレスな支払いサービスの提供を円滑化する。

（注2）銀行送金以外の幅広い金額の送金

：100万円までの送金が可能な現行の資金移動業に加え、銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行業より簡易な規制の下での100万超の送金を可能とする制度の整備を図る。

(参考2) 消費者委員会からの意見書

令和元年8月8日、消費者委員会において、割賦販売小委員会「中間整理」（令和元年5月29日）に対して意見書が提出され、事前・事後チェックにおける効果的な方策の検討や指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務の見直しに関し、慎重に検討すべきとされている。

産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間整理についての意見（抄）

1. 支払可能見込額調査に代わる技術・データを活用した与信審査、及び、指定信用情報機関の信用情報の使用義務に関する考え方について

…技術・データを活用した与信審査について、現行の支払可能見込額調査と同程度以上の多重債務防止機能が担保される必要がある。…
…今後、事業者を求める取組の内容、**事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める**上では、技術・データを活用した与信審査の基礎となる情報の質及び量並びに与信審査方法の精度を十分に確保するために、**いかなる方策が効果的か**慎重に検討すべきである。
また、技術・データを活用した与信審査について、**指定信用情報機関の信用情報を使用する義務を課さないとした場合に、個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるか**について慎重に検討すべきである。
そして、これらの検討に際しては、技術・データを活用した与信審査の精度を検証しながら、**支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について段階的に緩和を検討する方法**なども併せて検討すべきである。
加えて、利用者に対する技術・データを活用した与信審査に使用される情報の範囲・内容や審査等に関する情報提供などの**利用者の予測可能性等を考慮した方策**も検討すべきである。

2. 少額・低リスクのサービスにおける指定信用情報機関への信用情報の登録義務に関する考え方について

少額サービスであっても累積により債務額が利用者にとって多大となるリスクがある。また、少額サービスは若年者にとっても利用しやすいものであると考えられることから、若年者保護の観点が一層重要になる。これらの観点も踏まえ、**低リスクといえるのはどのような場合か**について慎重に検討すべきである。
また、…少額・低リスクのサービスで**指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課さないこととした場合に、業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるか**について慎重に検討すべきである。

3. 指定信用情報機関の運用・システムの在り方の検証・改善について

…政策課題を**指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能か**についても並行して検討すべきである。

4. 新成年への対応について

…引き続き、新成年に対する健全な与信を確保するため、事業者の自主的取組を推進するための検討を進められたい。

5. 技術・データの活用に伴って生じる新たな課題

AI等の技術・データの活用については、消費者に多大な利便をもたらす可能性がある反面、プライバシーの問題や不当な差別につながるおそれがあるという問題等の課題も有していると考えられることから、そのような新たな技術の特性を踏まえた消費者保護に係る取組が欠かせないことに留意されたい。

6. 多面的な議論の必要性

…検討に当たっては、より幅広い主体等に参画を求めつつ、多面的に議論を進めることが望ましい。

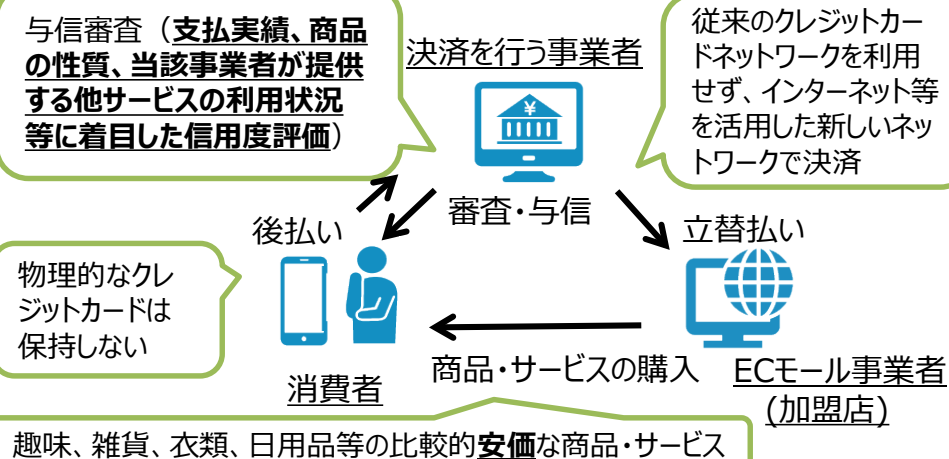
当面の制度化すべき課題に係る考え方 及び具体的な措置

リスクベース・アプローチ

少額・低リスクの後払いサービス

- 従来、クレジットカード決済は、比較的高額な商品・サービス（極度額は数十万円）の購入が可能なサービス設計のものが主流であったが、テクノロジーの進化により、膨大なデータの収集・解析などを通じ、**少額な範囲で高度な与信リスク管理手法を活用した新たなサービス（少額・低リスクの後払いサービス）**の展開が可能となるなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいる。
- 従来とは異なる少額・低リスクの後払いサービスなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいるにもかかわらず、2ヶ月超・リボ払いの後払いサービスに対し、割賦販売法における多くの規制においては、**事業規模やリスクによらず、従来型の比較的高額なサービスを想定した重い規制が一律に課されている**（一部の民事ルール等を除く）。

少額・低リスクの後払いサービス（例）



（従来のクレジットカード）比較的高額な商品・サービス（極度額は数十万円）の購入が可能なサービス設計のものが主流

従来のクレジットカードとは異なる
新たな少額・低リスクの後払いサービスの出現

「少額・低リスクの後払いサービス」の特徴

- 従来のクレジットカードサービスに比べて、**極度額が少額**に抑えられている限り、支払が過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい。
- テクノロジーの進化により、取引履歴等のビッグデータを収集・分析することが可能となり、それに基づく精緻な与信審査の実施など、より**高度な与信リスク管理**が可能となっている。

少額の「極度額」の範囲

- 主として日常生活・趣味等の支払が想定される
 - 事業者の実務実態として10万円程度が一つの指標である
 - 消費者ニーズを踏まえ、新たな決済サービスとして、10万円程度の上限のものが出現してきている 等
- 極度額ベースで10万円程度**が想定される。
（このため、個々の利用者の極度額は与信審査により概ね数千円から数万円程度の範囲で設定される。）

新たに登場している少額・低リスクの後払いサービスについては、**事業展開を円滑化することにより、消費者の利便性を向上**させるものであり、こうしたサービスを提供する事業者については、**消費者保護とのバランスを保ちつつ、リスクに応じた相応の規制を課す**ことが適切である。

(参考 1) 包括信用購入あつせんにかかる規制の概要

条文	規制項目	概要
第30条の2 第30条の2の2	支払可能見込額調査 これを超える与信の禁止	年収、債務の支払状況、生活維持費等を調査 (極度額30万円以下であって一定の場合等を除く)
第30条の2第3項	指定信用情報機関の信用情報の使用義務	債務の支払状況等の確認を義務付け
第30条の2の3	書面交付義務	書面交付(支払総額、回数、延滞時の損害賠償の内容等)
第30条	取引条件の表示義務	書面交付(支払の回数、手数料率、支払総額算定例、極度額等)
第30条の5の2	苦情処理	苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置
第35条の16	クレジットカード番号等の適切管理	漏洩防止等、クレカ番号等の適切な管理のために必要な措置
第30条の5の2	業務の運営に関する措置	取得した利用者の情報の適正な取扱いのために必要な措置
第30条の4	抗弁の接続	4万円以上(リボ払いは3万8千円以上)
第30条の3	契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限	支払総額及び法定利率による遅延損害金の合計を超える請求の禁止
第30条の2の4	契約解除等の制限	20日以上相当な期間を定めて書面で催告
第31条	登録	業として営むには登録が必要
第33条の2第4項	純資産額(登録拒否要件)	資産－負債 ≥ 資本金又は出資額×百分の九十
第33条の2第3項	資本金額(登録拒否要件)	2,000万円以上
第33条の2第11項	体制整備(登録拒否要件)	公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制の整備
第33条の2第8項、第9項	体制整備(反社会的勢力排除)	暴力団員等がその事業活動を支配する法人 等

その他、犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務

リスクベース・アプローチの導入と具体的な制度措置

- テクノロジーの進化を背景に決済サービス・主体が多様化する中で、割賦販売法においても、一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入することが適当である。
- そこで、少額・低リスクの後払いサービスを提供する事業者を新たに「少額包括信用購入あっせん業者（仮称）」とし、登録制度を創設する。

少額・低リスクの後払いサービス

- ・少額(極度額10万円以下)の2ヶ月超又はリボ払いの後払いサービス
- ・ビッグデータ・AI等の技術・データを用いた高度な与信リスク管理

「少額包括信用購入あっせん業者（仮称）」の新設

FinTech企業のビジネス特性を踏まえつつ、以下の項目について見直しを行う。

規制項目	現状	具体的制度措置	措置の背景
純資産要件	(資産－負債)≥ 資本金又は出資額×百分の九十	- (資産－負債) が負の値でないことかつ - 単体でなくグループで要件を満たすこと又は - 事業開始から5年以内に要件を満たすこと 等々を許容	主たる担い手として想定されるFinTech企業の事業特性上、 多額の初期投資を中長期的に回収 する場合が多い。
資本金要件	2,000万円以上	登録要件としては課さない。	現行制度は旧商法上の株式会社の最低資本金が1,000万円とされていること等を踏まえて設定されたものであるが、平成17年に 会社法 が制定され、 最低資本金制度は廃止 されている。 また、会社規模が小さい事業者の登録が見込まれることや、個々の取引額は少額であると想定され、 加盟店を害する可能性が相対的に低い こと等を踏まえ措置。
与信審査体制のあり方	支払可能見込額調査	技術・データを用いた 適正な与信審査手法・体制の整備	主たる担い手として想定されるFinTech企業の 債権回収モデル 等を踏まえ措置。
契約解除前等の催告期間	20日間以上	7～8日間以上	(参考) ・ 貸金業法… 規制はない。 ・ 民法…「 相当の期間 」とされ、判例・通説では 3日程度
(以下非法律事項)			
取引条件表示	全文表示が必要	取引条件の表示義務に関する規制を柔軟化し、例えば、具体的算定例や特約について、URL表示による記載をすることを認める。	主たる担い手として想定されるFinTech企業の UI・UXをより重視するサービス特性や利用者の利便性 を踏まえ措置。
社内体制整備	・ 営業部門とは独立した監査部署を設けること ・ 研修に定期的に参加させること	例えば、必置とされる「 営業部門とは独立した監査部署 」に代わる 監査方法を認める ことや、認定割賦販売協会が主催する 研修の受講方法を柔軟化(e-learning等) することとする。	

(参考2) 割賦販売法上のリスクとリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目の整理

- 「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」について、リスクベース・アプローチを導入するにあたり、**FinTech企業のビジネス特性を踏まえた上で**、割賦販売法上のリスクとリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目について整理を行うと、以下のようになると考えられる。

リスクの性質	具体的制度内容	現行法の措置	少額・低リスクの後払いサービス		リスクベース・アプローチに基づく規制見直しの可否
			極度額少額	高度な与信リスク管理	
消費者にとってのリスク	過剰与信防止	- 支払可能見込額調査 - 支払可能見込額を超える与信の禁止	少額の範囲のサービスであり、支払が過度に困難な債務を負うことは想定し難く、一部の規制の見直しは可能か。	他社債務を把握することを前提に、過剰与信のおそれが少なく、消費者への弊害が少なく、一部の規制の見直しは可能か。	(与信審査における性能規定として別途検討)
	契約条件の明示	- 取引条件についての広告表示規制 - 書面交付義務			現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
		取引条件の表示の書面交付義務			具体的な表示方法について一定の見直しが可能と考え得るか。
	苦情の適切な処理	苦情処理体制の整備	少額であるため、消費者被害は限定的であるが、リスクベース・アプローチの考え方により現行規定を見直すことは妥当か。	必ずしも低くはない。	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	カード番号の漏えい防止	クレジットカード番号等の適切管理			現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	個人情報保護	利用者の情報の適正な取扱い	必ずしも低くはない。	リスクを踏まえ、措置が必要。	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	金銭的な救済	抗弁の接続	現行法上、4万円以上(リボ払いは3万8千円以上)に限定して規定。	—	導入済。
		契約の解除等に伴う損害賠償の額の制限	必ずしも低くはない。	—	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	契約解除の猶予	契約解除の催告	クレジット債務が少額であることから、「20日の書面催告」までは不要。	—	「20日の書面催告」の部分を見直すことが可能と考え得るか。
加盟店にとってのリスク	カード会社の延滞・貸倒れの防止	登録基準 - 純資産要件 - 資本金要件	クレジット債権が小口であり、リスクは分散されており、各加盟店への弊害は相対的に少ない。	延滞・貸倒れのおそれが少なく、カード事業者の財務、ひいては加盟店への弊害は相対的に少ない。	純資産要件・資本金要件について、一定の規制見直しを行うことが可能と考え得るのではないか。
法令遵守に係るリスク	業務体制の整備	体制整備	主たる担い手として想定されるFinTech企業の特性を踏まえると、体制を一部簡素化しても十分な法令等遵守が図られる。	他社債務を把握することを前提に、過剰与信のおそれが少なく、消費者への弊害が少ない。	体制の一部（例えば監査方法等）について見直しが可能か。
その他のリスク(社会的リスク等)	反社会的勢力による被害防止等	登録基準 反社会的勢力排除等	—	—	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。

与信審査における性能規定の導入

支払可能見込額調査に関する規制

割賦販売法における**支払可能見込額調査**では、調査事項、調査方法（指定信用情報機関の信用情報の使用義務等）及び算定方法が**一律に規定**されている。

支払可能見込額調査の概要（法第30条の2、30条の2の2）

利用限度額 > 包括支払可能見込額 × 90/100 ⇒ カード等の交付、付与、極度額の増額の禁止

クレジット債務を支払うために、利用者が現に生活している住宅を奪われず、最低限度の生活を維持でき、債務を持続的に支払可能と見込まれる1年あたりの額。

登録の審査基準において算定方法を提示。

包括支払可能見込額 = 年収（+ 預貯金）

⇒利用者からの申告等 ⇒利用者の利益の保護の観点から必要な場合に限り調査

－ クレジット債務 － 生活維持費（※ その他、「借入」状況を「勘案」）

- 自社の債務の支払いの状況
- 信用購入あつせんに係る債務の支払の状況について**指定信用情報機関の情報を使用しなければならない（法第30条の2第3項）**

以下の事実の確認に基づき省令別表第2により算定

- ① 生計を一にする者の合計数
- ② 居住の用に供する建物の所有状況、住宅ローンの有無、住宅の借賃の有無

【省令別表第2】（単位：万円/年）

利用者と生計を一にする者の合計数	4人世帯以上	3人世帯	2人世帯	1人世帯
持家かつ住宅ローン無／持家無かつ借賃負担無	200	169	136	90
持家かつ住宅ローン有／持家無かつ借賃負担有	240	209	177	116

支払可能見込額調査の適用除外規定

- 極度額が30万円以下の範囲でカード等を交付、付与、極度額を増額する場合 等
(但し、**指定信用情報機関への照会の結果、以下に該当する場合は支払可能見込額調査を行わなければならない。**)
- 延滞がある場合
- 自社の債務額が50万円超の場合、又は他社を含む債務額が100万円超の場合

指定信用情報機関への信用情報の登録義務

法令上の義務項目

加入包括信用購入あつせん業者は基礎特定信用情報を提供することが求められる。

(基礎特定信用情報)
(全12項目)

- 氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先
- 保険証又は本人確認書類に記載された番号等
- 利用者として2か月超・リボ払いの契約をした個々の年月日
- 支払時期未到来又は支払義務未履行のクレジット債務
- 1年間に支払いが見込まれる額
- 支払遅延の有無 等

契約上の項目

指定信用情報機関への登録項目は**最大67項目**。照会時入力項目は**最大28項目**あり、**対象のすべての項目を回答**している。

(登録項目の例)

性別・極度額（クレジットカード等の場合、ショッピング、キャッシング極度額の合計額）・請求額（契約者が約定返済日までに支払うべき金額）、入金区分（請求額どりの入金、一部入金、未入金等の区分（直近24か月））・情報種別（請求に対する支払遅延の分類と発生日）・補足コメント（「契約者の破産申請」、「延滞解消」の事実を示す分類）等

技術・データを活用した与信審査（クレジットカード会社／レンディング分野）

- クレジットカード会社では、割賦販売法の支払可能見込額調査は行いつつも、**別途、技術を活用しつつ膨大な実績データ等に基づきより精緻なスコアリングモデルによる与信審査**を行い、これを重要な判断要素としている企業もある。
- レンディング分野においては、**ビッグデータ・AI等の技術を用いた新たな与信審査手法**が数多く出現し、**与信の精緻化**が進んでいる。

クレジットカード会社における与信審査の例

クレジットカード会社における与信手法の例

技術等を活用したスコアリングモデル
によりより精緻な審査

重要な判断要素としている

ポイント

過去の膨大な取引データやノウハウをもとに与信モデルを構築。

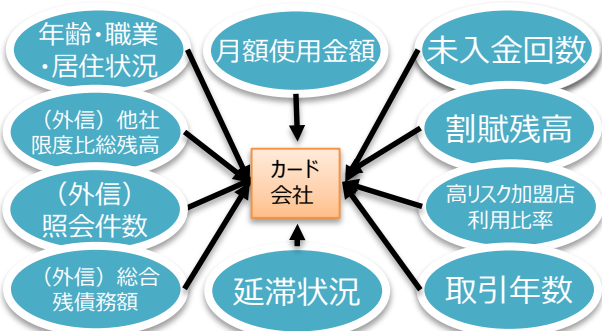
以下のような情報等により、**精緻なスコアリング**を実施。

<スコアリング元情報（例）>

- 居住状況、家族構成、職業等の属性情報
- 自社の過去取引振りに関する情報
- 外部信用情報機関から取得した情報
- 利用金額に占める高リスク加盟店の割合

支払可能見込額調査に基づく調査

様々なリスク評価項目をスコアリングに役立てている。



→各社が用いるリスク評価項目はそれぞれの技術・ノウハウにより異なる。 etc...

スコアリングのイメージ

新技術の取り込み

蓄積された膨大なデータ
(ビッグデータ)

長年培われた分析
手法やノウハウ



技術・データを活用した高度な
スコアリングモデルの構築

(専門技術者による継続的な改善)
与信審査に活用



申込情報



外信情報

項目（例）	スコア値
年齢	0.12
他社断り者数	0.72
総合残債務額	0.35
ショッピング残高	0.02
繰上・増額返済回数	0.33
...	...

蓄積されたビッグデータ等
を元にスコア値を算出

与信判断、カード発行

レンディング分野における与信審査の例

AI・スコアレンディング

J.Score（みずほ、ソフトバンク）

AIを活用して、「生活」「性格」「ファイナンス」などの利用者のさまざまな情報から、**信用力と可能性**（現在の信用力のみならず将来の信用力を推定）をスコア化。

トランザクションレンディング

Rakuten

楽天市場出店店舗に対して、**市場での売り上げ実績等**を元に融資枠を設定。また、楽天市場楽天カード**売上分からの支払い**とすることで資金管理を厳格化。

ビッグデータ活用

ALTOA（弥生、オリックス）

会計ソフト「弥生」が持つビッグデータ、「オリックス」が持つ与信ノウハウ、「d.a.t.」のAI技術を活用した与信モデルを通じ、インターネットによるスモールビジネス向け融資サービスを展開。
決算書情報など一時点での静的データではなく、主として日々の仕訳データなどの動的データを活用した与信モデルを構築。

動的データ活用

Kabbage（米国）

電子商取引でのデータ（ショップの売上・在庫データやサイトのトラフィック、顧客からのレビューなど）を用いて独自のスコアリングを実施。

個人ローンにおいても**口座やカード決済状況をモニタリング**して融資するサービス「Karrot」を提供。

技術・データを活用した与信審査（少額決済分野）

少額決済分野においても、技術の進展により、従来の年収や預貯金といった一定時点での情報（静的情報）だけでなく、支払・取引履歴、購入商品データ、金融データ、詳細属性情報といった膨大な種類・量のデータ（よりリアルタイム性の高い動的情報）を取得することができるようになり、また、これらをAI等により精緻に解析した与信審査が可能となっている。

新たに登場している与信方法（主として少額決済分野）

<例1>

- 「支払能力」(※1)
 - 「約束履行力」(※2)
 - 「趣味嗜好性」
- このような蓄積された行動データを元に総合的にスコアリングを行い、最終的に信用ランクを算出

(※1) 過去の購買履歴や支払履歴の情報を元に算出する信用力

(※2) 支払いまでの日数や出品商品の発送遅延履歴等を元に算出する信用力

<例2>

- 「通信契約の契約年数」
- 「料金の不払い」
- 「契約状況」

といった、当該事業者の関連する契約の状況等を元に与信を実施。

<例3>

- 「サービスの利用実績」
- 「不正利用リスク値」(※1)
- 「商品の換金率や転売の容易さ」
- 「商品の特性」(※2)

などに着目したリスク評価、審査を実施
(※1) 商品送付先住所情報を元に不正利用のリスクを算出

(※2) 商品サービスごとに利用者の傾向や効能の客観性等からリスクを算出

ポイント

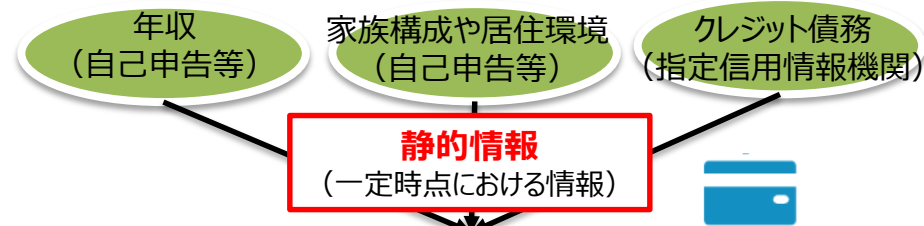
- 少額（10万円程度の範囲内）であって、少額の商品・サービスの購入に充当される。
- それまでの取引履歴や行動様式情報等の実績に基づいて、支払可能な能力・額を確認し、その範囲内において与信をしている。

少額決済分野において、支払可能見込額調査等では把握しきれなかった取引履歴等の個別データをテクノロジーにより収集・分析できるようになり、これに基づく与信審査を行うことにより、少額決済分野でのリスクコントロールができるようになっている。

- 延滞などが発生した場合には、**枠の減額やサービスの停止**（親サービスの停止も含む）といった対応を**迅速に実施**している。

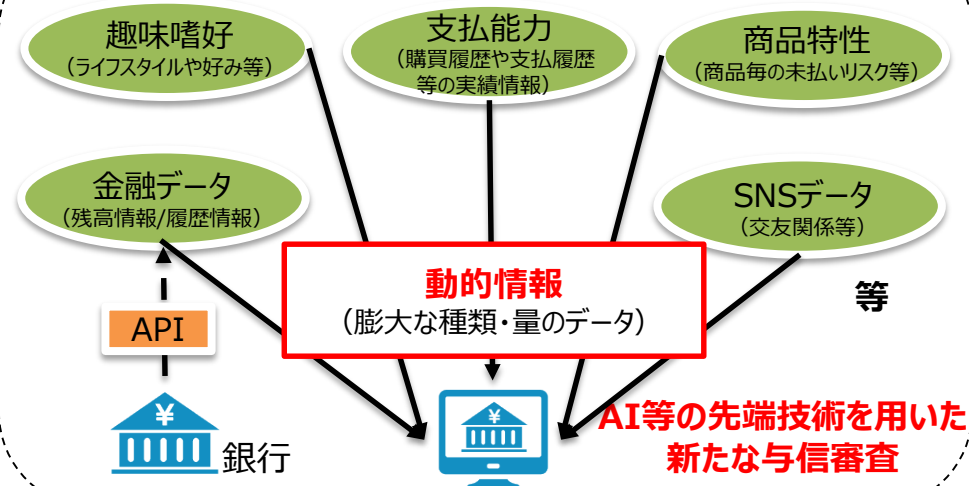
技術が進展し、活用できるデータが飛躍的に増大

支払可能見込額調査



技術が進展し、活用できるデータが飛躍的に増大

新たな与信手法



与信審査における性能規定の導入

- 与信審査において、かつては考えられなかったようなデータも含め、様々なデータを利用することが技術的に可能となっている中、**一律の規制ではなく柔軟な規制**により、技術革新を取り込みつつ、**より精緻な与信審査を促進**することは、より**安全で安心なクレジットカード利用環境を整備**するうえで、**有効な手段**である。
- また、技術・データを活用した与信審査を許容し、与信イノベーションを促進することを通じ、より高度な分析手法が生まれるとともに与信審査の精度が向上する。これが過剰与信防止に結びつくよう運用されることにより、更なる過剰与信防止の精緻化につながるといった、好循環を生み出すこととなる。同時に、当該与信イノベーションは、消費者が適正な与信サービスを楽しむことができるよう運用されることが必要である。
- 以上より、過剰与信を防止するための**与信審査における手法**についても、技術・データの活用が進む中、割賦販売法において、「**性能規定**」の考え方を導入し、こうした**技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みとすべき**である。

技術による消費者保護の精緻化

技術進展により収集・活用できるデータの種類・量が飛躍的に増大

蓄積されたビッグデータ

(例) 各属性ごとの延滞率等

新たに活用可能となった情報

(例) 取引履歴情報、支払情報、
行動履歴情報等

テクノロジーの
進化⇒



与信モデルによる分析

(例)
利用状況に応じた
複数の与信モデル



AIによる解析

これまでになかった
分析技術の登場



技術やデータを活用した与信審査による消費者保護の精緻化

基本的な考え方

- FinTech企業による購入履歴等のビッグデータ・AI解析を活用した与信審査手法や、クレジットカード会社による過去の膨大なデータ・蓄積されたノウハウを活用した与信審査手法などが出現している中、性能規定の考え方に基けば、**技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべき**である。
- その際、**技術革新を積極的に取り入れ、より良い与信サービスが提供される仕組みとすることが重要**であることから、既存の支払可能見込額調査による方法に重ねて措置するのではなく、**新たな枠組みとして措置することが適切**であると考えられる。
- また、性能規定の導入にあたっては、「少額包括信用購入あっせん業者（仮称）」に対し、そのリスクに応じた相応の規制を課すなど、**リスクベース・アプローチの観点も踏まえつつ、制度設計がなされるべき**である。

制度見直しに向けた論点

中間整理の内容や、消費者委員会からの意見を踏まえ、与信審査において性能規定を導入するにあたって、以下のような点について検討を深めた。

<与信審査における性能規定の導入>

技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべき

	中間整理	消費者委員会からの意見
(指定信用情報機関) 運用のあり方 論点 1	事業者の支障のないよう、 運用・システムのあり方を検証・改善 する必要	政策課題を 指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能か についても並行して検討すべき
(指定信用情報機関) 信用情報の使用義務 論点 2	支払可能な能力を判断できるものとして、支払可能見込額調査を行わない場合には、一律の義務としては 課さない	個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべき 支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について 段階的に緩和を検討する方法 なども併せて検討すべき
(指定信用情報機関) 信用情報の登録義務	原則として課すものの、少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には 課さない	業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるか について慎重に検討すべき
事前・事後チェック 論点 3	事前チェック及び事後チェック （プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保する	事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める上では、 いかなる方策が効果的か 慎重に検討すべき
その他	—	利用者の予測可能性等を考慮した方策も検討すべき

論点 1 指定信用情報機関の運用改善について、どのような対応が行われることが求められるか。

論点 2 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務についてはどのように措置することが必要か。

論点 3 技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際、どのような事前・事後チェックのあり方が求められるか。

論点 1 指定信用情報機関の運用のあり方

中間整理にて、**指定信用情報機関の運用・システムのあり方を検証・改善**することが求められたことを受け、既存事業者、FinTech企業へのヒアリング等を通じ、現状・課題・対応の方向性について整理を行い、運用・システムの改善の方策が示された。

中間整理

指定信用情報機関への加入の手続きに時間を要する、画一的なシステム対応が求められる、24時間の照会・登録ができないなど、FinTech企業をはじめとした利用事業者のビジネス展開に支障が生じているとの運用面の課題についても指摘があった。この点については、監督当局とともに、指定信用情報機関において、事業者の支障のないよう、**運用・システムのあり方を検証・改善する必要がある**。

中間整理後の検討

指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シーを中心に検討を進め、**現状・課題・対応の方向性について整理**。

- ✓ 『課題の総点検』を実施
- ✓ 新規参入事業者、既存事業者を含む各種業種・業態に対するヒアリングを実施

対応の方向性

	現状	主な課題	対応の方向性
1.加盟	・加盟までに最大9カ月を要する事業者がいる	・審査期間が長いと早期に利用できない	◎「加盟審査期間」の短縮【2019年度】
2.利用	・照会時の入力項目が多い（最大28項目） ・全ての契約および契約内容を回答している	・本人特定項目以外に入力項目がある ・必要な情報に限定した取得ができない	◎「入力項目」を削減【2020年度】 ◎「選択制」の導入【2020年度】
3.登録	・登録項目数が多い（最大67項目） ・月1回以上の登録更新を求めている	・項目数が多くシステム構築が煩雑になる ・商品、金額等のリスク度合いを問わず毎月更新が必要である	◎「登録項目」を合理的な範囲で削減【2020年度】 ◎「柔軟な登録更新サイクル」の導入【2019年度】
4.運用	・利用時間が8：00～22：00である ・照会件数を考慮した料金設定である（平均料金23円/件）	・夜間に利用することができない ・料金設定の方法や水準に負担感がある	◎「利用時間」の拡大【2020年度以降】 ◎「新たな料金体系」の導入【2020年度以降】
5.IT	・1つの基幹システムで情報を保有している ・当社指定のネットワークを利用している	・スピーディーに利用、登録ができない ・ネットワーク接続環境が固定化されている	◎スピーディーな利用環境を実現する「専用データベース」を構築【2020年度】 ◎「柔軟なネットワーク環境」の検討【2020年度】

＋ 上記の対応を踏まえつつ、割賦販売法上の指定信用情報機関の信用情報の使用義務項目・登録義務項目についても再度精査し、必要に応じて見直しを行う。

今後、上記の対応の方向性に基づき、運用・システムの見直しを着実に進めていくことが必要である。

論点 2 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務

指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務について以下のように整理された。

使用義務

中間整理

- …支払可能な能力を判断できるものとして、**支払可能見込額調査を行わない場合には、…必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用は必要とはならない。**このため、当該情報の使用を一律の義務としては課さないことが適当である
- 他社のクレジット債務についてすでに延滞等が発生している情報を**把握することなく**与信審査することによって、**多重債務防止の性能が確保できるのか**

消費者委員会

- 支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について**段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべき**
- 政策課題を**指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能か**についても並行して検討すべき

上記を踏まえた検討

- ビッグデータ・AI等の**技術・データの活用による与信審査について**、これが適正に運用される場合には、現状、実務・実態上、**必ずしも指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも、利用者の支払可能な能力を判断することができるとされている。**
- 一方、現在、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課している趣旨に鑑み、技術・データを活用した与信審査手法において、当該義務なくその目的を達成できるかどうかについては、**必ずしも明らかではない状況にある。**
- こうした中、事業者の利便を踏まえ、指定信用情報機関において、**運用・システムのあり方の検証・改善を行うことを前提に、使用義務・運用については引き続き義務とすることが妥当であると考えられる。**

現時点では、与信審査における性能規定を導入に際しては、**指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すこととし、その後の事業者における与信実態を踏まえつつ、当該義務を段階的に見直すことを検討することとする。**

登録義務

中間整理

- 少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、登録義務を課さない**とすることが適当であると考えられる。
- 少額サービスの利用の積み重ねで一定の債務額となる場合もあり、指定信用情報機関の信用情報を使用しない場合でも、登録を義務とすべき**

消費者委員会

- 業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるか**について慎重に検討すべき

上記を踏まえた検討

- 指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課す場合、使用する情報の正確性の確保の観点から、少額・低リスクのサービスであっても登録義務を課すことが適当であると考えられる。**加えて、この場合には、**登録に係るコスト負担の公平性の観点からも許容しうる。**
- なお、当該情報の正確性の確保は、**少額・低リスクのサービス以外のサービスを提供する事業者も多数存在する中、こうした事業者の与信審査においても重要であると考えられる。**
- 更に、登録に関する手続き・事務負担に関しては、指定信用情報機関において、**運用・システムのあり方の検証・改善が進められている。**

少額包括信用購入あつせん業者（仮称）に対しても、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すことや指定信用情報機関の運用改善がなされることを踏まえ、**現段階では指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課すこととする。**

論点3 事前・事後チェックのあり方

- 以下のような事前・事後チェックの枠組みにより、過剰与信防止を図ることとする。

事前チェック

技術・データを用いた与信審査手法に係る経済産業大臣の
認定制度

認定要件

(1)技術・データを用いた与信審査手法

(i)与信審査手法の説明

各社は技術・データを用いた与信審査手法の具体的なあり方をプレッジする。(説明責任)

その際、少なくとも、

- ①現在の技術水準等に照らし不適正・不十分なものは排除
- ②不適切な変数・要素等を審査手法に組み込まない

(ii)延滞率のプレッジ

【少額包括信用購入あつせん業者（仮称）】

CICデータ等に基づく過去の延滞率実績を勘案しつつ、
各社が延滞率(定義・水準)をプレッジ

【包括信用購入あつせん業者】

CICデータ等に基づく過去の延滞率実績の平均水準を基本としつつ、
過去の期間の振れ幅の範囲で延滞率を管理することをプレッジ

⇒ 基本水準：〇〇%程度、許容幅：0～〇〇%

(2)適正運用のための内部管理体制の整備

(i)与信審査・管理体制

- (a)独立した与信審査・管理を行う責任部署が設けられ、責任者が置かれていること。
- (b)内部監査部署が設けられ、与信審査・管理に係る適切な監査が行われる体制が整備されていること。

(ii)与信審査・管理に係る準則

与信審査・管理に係る規程やマニュアルが定められ、
責任者、審査の方針等が定められていること。

(iii)与信審査の検証体制

与信審査手法の妥当性について、その検証方法や見直し基準が定められ、
これに基づき適切な検証・見直しが行われていること。

事後チェック

定期報告義務 → (著しく不適正な与信審査の場合)
改善指導・報告徴収・改善命令・認定取消し

チェック内容

(1)延滞率によるチェック

【少額包括信用購入あつせん業者（仮称）】

認定時に各社がプレッジした、CICデータ等に基づく過去の延滞率
実績を勘案した延滞率(定義・水準)で適正管理ができていないこと
をレビュー

【包括信用購入あつせん業者】

認定時にプレッジした、CICデータ等に基づく過去の延滞率実績の
平均水準を基本としつつ、過去の期間の振れ幅の範囲で延滞率
の適正管理ができていないことをレビュー

⇒ 基本水準：〇〇%程度、許容幅：0～〇〇%

包括信用購入あつせん業者における延滞率の定義の例

延滞率 = A / B

A：一定期間に新たに発生した包括信用購入あつせん契約
における延滞件数

B：一定時点の包括信用購入あつせん契約件数

(2)定期的なレポート（例えば年1回）

(3)著しく不適正な与信審査

⇒改善指導・報告徴収・改善命令・認定取消し

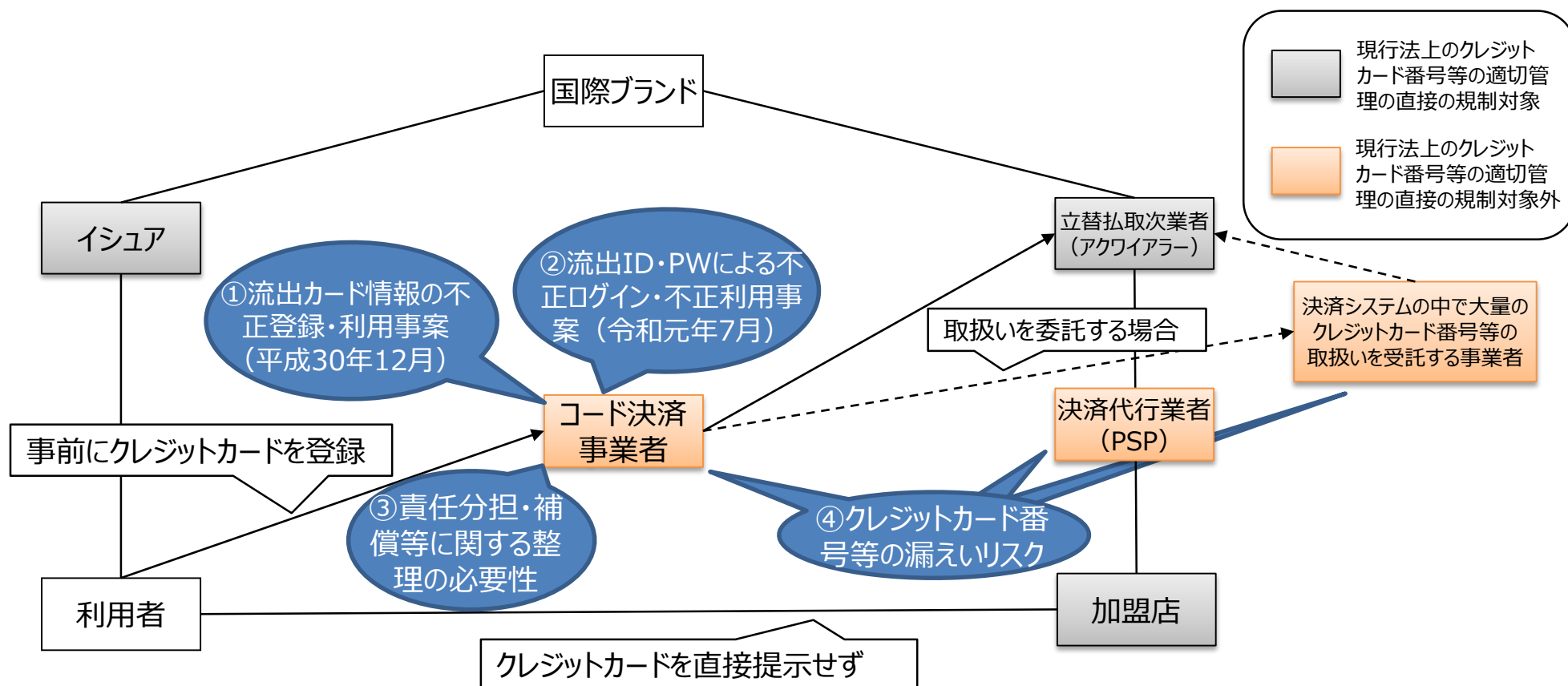
プレッジ&レビュー
の考え方を
基本とする

時代の要請を受けた消費者保護 ～QRコード決済事業者等のセキュリティ対策～

クレジットカード取引を取り巻く環境変化

- ICTの進展に伴い、決済テクノロジーが進化し、コード決済事業者等、新たな決済サービスに携わる事業者が出現している。
- こうした事業者に関しては、利用者の**利便性を向上**させている一方、平成30年12月のクレジットカード不正登録事案や、令和元年7月の第三者からの不正アクセス被害の発生に見られる通り、セキュリティ上の問題など、**新たな問題**が生じている。このため、発生している事案やリスクを踏まえ、どのように対応することが考えられるか整理することが必要である。

コード決済事業者等を取り巻くクレジットカード取引と昨今の不正利用事案等の整理



昨今発生している不正事案やリスクに係る検討（1）

①平成30年12月、流出カード情報の不正登録・利用事案が発生

事案の概要

コード決済サービスにて、**流出したカード情報を元にクレジットカードが登録され、不正利用**される事案が発生。

対応

（一社）キャッシュレス推進協議会にて「**コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン**」を策定。その後、同様の事案は発生していない。

ガイドラインの概要

	コード決済事業者	クレジットカード事業者
アカウント作成時	本人認証	－
クレジットカード登録時	- 券面認証（入力回数制限含む） 3Dセキュア - 属性・行動分析 等	3Dセキュアの啓発 - オーソリモニタリング - クレジット名義人への登録通知
決済時	- 金額や利用回数等の上限設定 - 取引モニタリング - クレジットカード事業者との情報連携	- 不正検知の精度向上・強化 - コード決済事業者との情報連携
決済後	- 不正検知の精度向上・強化 - 関係事業者との連携による不正利用の被害拡大の防止	- 不正検知の精度向上・強化 - 関係事業者との連携による不正利用の被害拡大の防止

なお、同協議会では、同時に、QRコード等の仕様の統一化を図るとともに、セキュリティ対策について必須の対策から参考となる対策までを整理した「**コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン（CPM／MPM）**」を策定している。

②令和元年7月、流出ID・PWによる不正ログイン・不正利用事案が発生

事案の概要

コード決済サービスにて、流出ID・PWによりアプリ内不正ログインされ、アプリと端末のとの紐付け管理がなされていなかったため、登録されているクレジットカードを用いてチャージを行い、商品が購入される事案が発生。

原因

「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン」では、アプリと端末との紐付け管理を求めているが、ログインID・PWが流出しても、端末が異なれば決済拒否等が可能だが、こうした**ガイドラインで掲げている措置が必ずしも遵守されていなかった**。

対応

経済産業省

- 協議会の全会員に対し、不正対策ガイドラインの趣旨と取組徹底を求める文書を出出。
- 協議会主催の「コード決済普及促進プロジェクト全体会」において、参加会員全員に対し不正対策の実施を強く要請。

キャッシュレス推進協議会

- 「複数システムを連携させた決済サービスにおける不正利用対策に関する検討会」を立ち上げ、システム連携時に決済事業者として注意すべきセキュリティ対策について検討を進め、10月にガイドラインの改定を行っている。

（一社）キャッシュレス推進協議会において、上記の取組を含め、コード決済事業者における**セキュリティ対策が継続的に進められており**、引き続き各種ガイドライン含め、こうした**取組をフォロー**していくことが必要であると考えられる。

昨今発生している不正事案やリスクに係る検討（2）

③責任分担・補償等に関する整理の必要性

背景

昨今のコード決済サービスにおける不正利用事案の発生を受け、コード決済事業者による安全かつ安心な決済サービスの提供の重要性が改めて認識される中、消費者にとって「安心」な決済サービスであるためには、不正利用が発生した場合に利用者にとどのような責任・補償等があるかを、あらかじめ明確にしておく必要がある。

対応

- （一社）キャッシュレス推進協議会において、「コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定事例集（利用者向け利用規約）」を策定・公表。
- コード決済事業者に対し、**不正利用における責任分担・補償等の規定を利用規約等に明示的に記載**することを求めている。
- なお、当該事例集の公表後、**利用規約等を変更したコード決済事業者も複数存在する。**

（一社）キャッシュレス推進協議会において、消費者への適切な情報提供がなされるよう、**機動的に対応**が進められており、引き続き、こうした**取組をフォロー**していくことが必要であると考えられる。

④クレジットカード番号等の漏えいリスク

クレジットカード番号等の適切管理義務の制定経緯

H20年：イシュア・アクワイアラーを直接の義務主体として措置。
H28年：加盟店からのカード情報の漏えい拡大を受け、加盟店を直接の義務主体として措置。
H29年：決済代行業者（PSP）からのカード番号等の漏えい事案が発生（約700,000件）

現行法におけるクレジットカード番号等の適切管理義務

条文	主体	クレジットカード番号等の適切管理義務
35条の16	①クレジットカード等購入あつせん業者（イシュア）	直接の義務主体（第1号）
	②立替払取次業者（アクワイアラー）	直接の義務主体（第2号）
	③加盟店	直接の義務主体（第3号）
	④①～③からクレジットカード番号等の取扱いの委託を受けた者	①～③からの指導等を受ける（第3項）（間接的な義務主体）
35条の17の9	⑤クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	直接の義務主体

新たに出現している事業者等

以下の事業者には、現行法上、必ずしも適切管理義務が課されない。

決済代行業者（PSP）

アクワイアラー・加盟店間の決済データの授受やアクワイアラーと包括加盟店契約等を締結することで加盟店にクレジットカード決済スキームを提供する事業者

コード決済事業者（QRコード決済事業者など）

利用者からクレジットカード番号等の提示を受け、これを自社又は他社に委託することでトークンに置換し、トークン（コード）を用いた後払いサービス等を提供する事業者

ECモール事業者

利用者からクレジットカード番号等の提示を受け、ECモール内でこれを用いた後払い決済が可能となるようなウォレットサービス等を提供する事業者

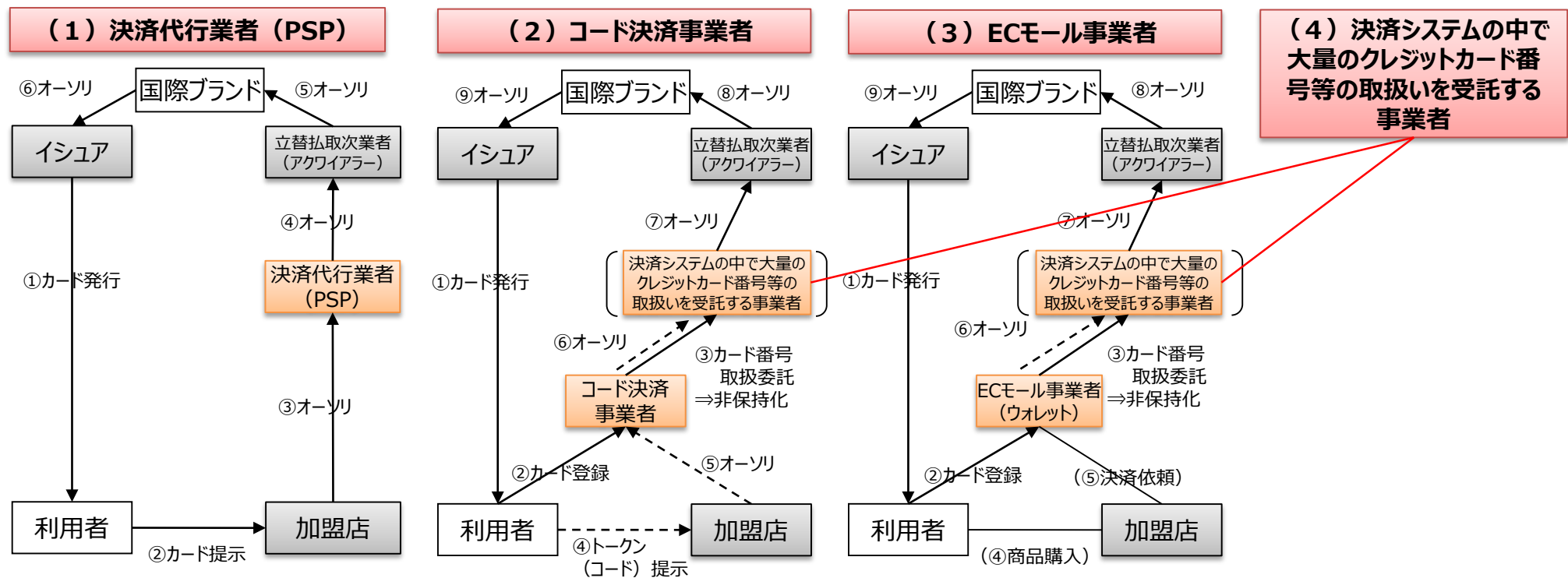
決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者

コード決済事業者やECモール事業者等から、クレジットカード番号等の取扱いの委託を受け、クレジットカード番号等を大量に取り扱う事業者

これらの事業者とクレジットカード番号等の適切管理義務との関係をどのように考えるか整理を行う必要が生じている。

具体的な制度措置（「クレジットカード番号等の適切管理義務」の対象追加）

各主体の提供するサービスとクレジットカード番号等との関係



検討の視点

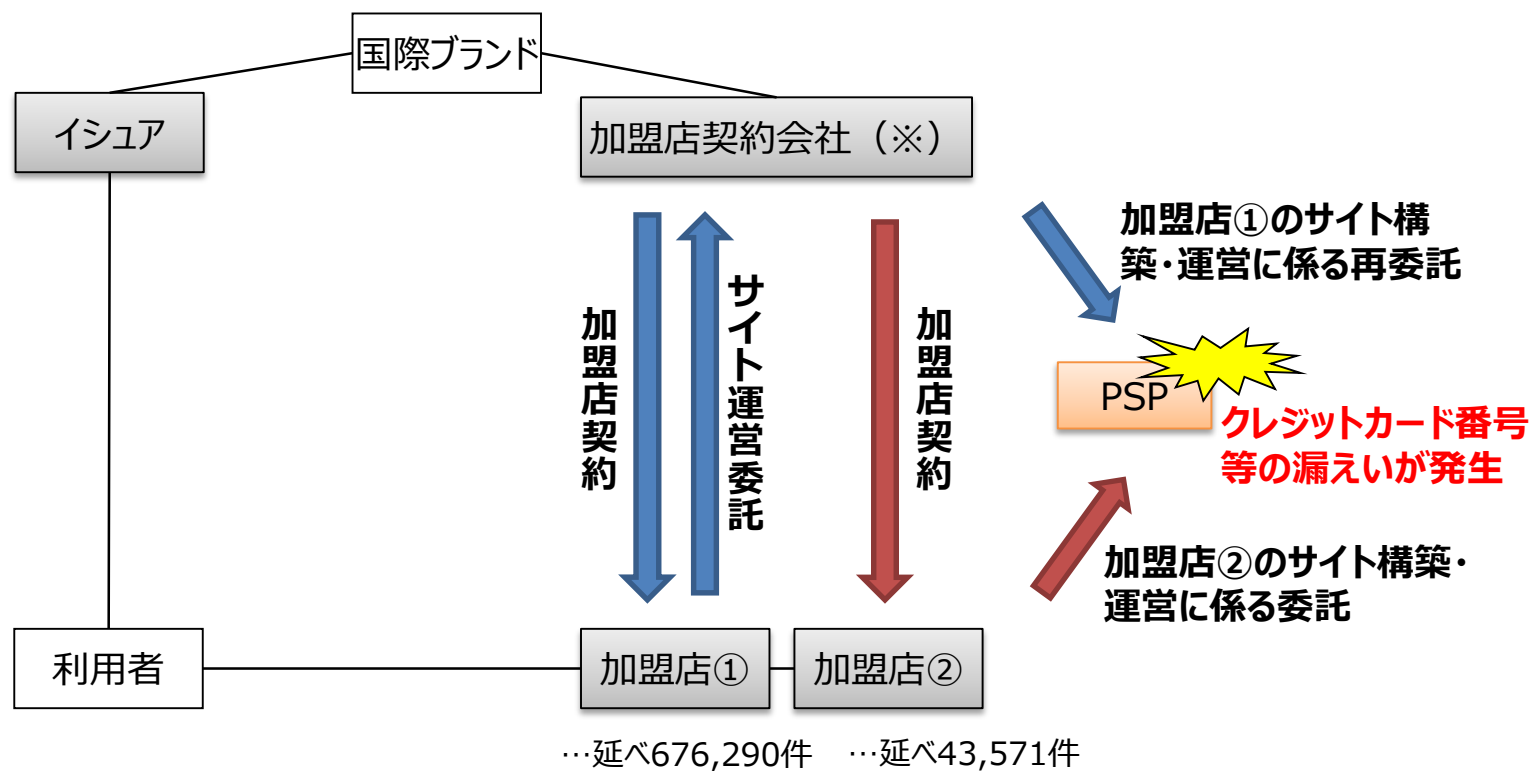
- 大量のクレジットカード番号等を取り扱っており、漏えいすれば、**大規模な情報漏えい事件**につながるものが懸念される。
- PSPにおいて、平成29年に約700,000件のクレジットカード番号等が流出する事案が発生。コード決済事業者等においても、同様の事案が発生するリスクを抱えている。
- 委託契約関係や登録の有無により、直接の義務も間接的な義務もかからない場合がある。

➡ (1) 決済代行業者 (PSP) ・ (2) コード決済事業者 ・ (3) ECモール事業者 ・ (4) 決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者にも、クレジットカード番号等の適切管理義務を課することが適当である。

(参考 1) PSPにおけるクレジットカード番号等の漏えい事案

- 平成29年3月、Apache Struts2（※）の脆弱性を悪用した不正アクセスを受け、**PSPから延べ約700,000件のクレジットカード番号等が漏えいする事案**が発生。

〔（※） Apache Struts2… Apache Software Foundationが提供するJavaのウェブアプリケーションを作成するためのソフトウェアフレームワーク〕



⇒計延べ719,861件の漏えいが発生。

(参考2) 今回新たに義務対象となる事業者と現行法の適切管理義務の関係

現行法におけるクレジットカード番号等の適切管理義務

条文	主体	クレジットカード番号等の適切管理義務
35条の16	①クレジットカード等購入あつせん業者（イシュア）	直接の義務主体（第1項第1号）
	②立替払取次業者（アクワイアラー）	直接の義務主体（第1項第2号）
	③加盟店	直接の義務主体（第1項第3号）
	④①～③からクレジットカード番号等の取扱いの委託を受けた者	①～③から適切管理のための指導等を受ける（第3項） （間接的な義務主体）
35条の17の9	⑤クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（※1）	直接の義務主体（35条の17の9）

（※1）アクワイアラーとPSP又はコード決済事業者等のうち、加盟店契約の締結及び解除について最終決定権限を有する者が登録が必要となる。

今回新たに義務対象となる事業者（※2）と現行法におけるクレジットカード番号等の適切管理義務の関係

（※2）決済代行業者（PSP）・コード決済事業者・ECモール事業者・決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者

①②③との関係

これらの事業者は現行法上の①②③の事業者の定義に該当しない。

④との関係

決済代行業者（PSP）やコード決済事業者等は、イシュア・立替払取次業者・加盟店等との間でクレジットカード番号等の取扱いの委託契約関係があれば、これらの事業者からクレジットカード番号等の適切管理のための指導等を受けるが（間接的に適切管理の義務がかかる）、当該間接的な義務がかかるかどうかは、専ら当事者間の委託契約関係の有無によることとなる。

（例えば、コード決済事業者の場合、一般的には委託関係はない）

委託契約関係がない場合には指導を受ける等間接的な義務がかからない。

⑤との関係

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録は、アクワイアラー又は決済代行業者（PSP）・コード決済事業者のうち、加盟店契約を締結する際に最終的な決定権限を有するいずれかの者が登録の義務を負うこととなっており、専らこれら事業者の間の契約関係により、登録の要否が決まる。

決済代行業者（PSP）やコード決済事業者が登録を要しない場合には、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者としてクレジットカード番号等の適切管理に係る直接の義務は課されない。

これらの事業者は直接の義務も間接的な義務もかからない場合がある。

時代の要請を受けた消費者保護 ～書面交付の電子化～

「中間整理」における整理

- 近時、クレジットカード媒体ではなくQRコード等を用いたスマートフォン決済が普及するとともに、スマートフォンやパソコン等を利用したEC取引が一般化。
- こうした場合には、**書面交付ではなく電子メール等による情報提供がよりなじむ**と考えられるため、中間整理において、**電子的手段の利用を一層促進することができないか検討を深めるべき**という方向性が示された。

現状と課題

現行割賦販売法における書面交付義務

	義務の内容	電子メール等の可否
包括信用 購入あつ せん業者	カード等の交付時の 取引条件表示 例) カード会員規約の手交・郵送	原則：書面交付 例外：利用者が承諾した場合に 電子メール等の方法による ことができる。
	カード利用時の書面交付 例) 毎月の利用明細の郵送	
	リボ払い債務請求前の 書面交付 例) 請求書の郵送	
加盟店	カードによる商品購入時 の情報提供 例) 対面取引におけるレシート等	原則：情報提供 (書面／電子メール等) 例外：書面交付を求められたとき は、書面交付

※加盟店については、平成28年改正で、クレジットカード利用時（2月超・リボ払い）における書面交付義務を見直し、事前の利用者の承諾を必要とせず、電子メール等による情報提供を可能とした。（但し、書面交付を求められたときは、法定事項を記載した書面交付が必要）

近時、QRコード等を用いたスマートフォン決済が普及するとともに、スマートフォンやパソコン等を利用したEC取引が一般化する中、書面を交付するより、電磁的方法により情報提供をした方が、事業者及び消費者の双方にとって利便性が高い場合が生じている。

中間整理で示された考え方

スマートフォン・パソコン完結型のサービスについての完全電子化

包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の情報提供に関し、スマートフォン・パソコン完結型のサービスについては、完全電子化することについても検討を進める必要がある。

スマートフォン等の利用者の利便や事業者の負担の観点に加え、（こうした仕組み利用する利用者は既にインターネットなどを使いこなすことができると考えられ、）**「デジタル・デバイド」**の観点からも許容できるものであると考えられる。

包括信用購入あつせん業者に対する書面交付義務の見直し

当該範囲において、より一層の電子化を可能とすることは、近年スマートフォン・パソコンを利用したクレジットカード決済が普及する中で、**利用者の利便性を向上させるとともに、事業者の負担**という観点からも適切である。

（加盟店の場合と同様、）事前の承諾がないとしても、原則として電子メール等の方法を利用することができる場合、**高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への配慮等も必要**である。

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」の「完全電子化」

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」の「完全電子化」について、以下の通り整理された。

中間整理

近時、QRコード等を用いたスマートフォン決済や、スマートフォン・パソコン等を利用したEC取引が一般化する中で、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」について、「完全電子化」(*) する必要性・許容性を下記のように整理。

必要性

- 書面の交付を求められた場合には法定事項を記載した書面を交付しなければならなかった場合、結局、…加盟店においては紙媒体やプリンターを備えておく必要があり、包括信用購入あつせん業者においては事業者の印刷や郵送等のコストがかかるため、十分な電子化メリットが享受できない状況となるが、…（完全電子化を行えば、）こうした負担の軽減につながることが見込まれる。

許容性

- スマートフォン・パソコンによりクレジットカード機能を利用する利用者層の利便の観点からも、許容される。
- こうした場合においては、利用者は既にインターネットや電子メール等を一定程度使いこなすことができていると考えられ、デジタル・デバイドの観点からも許容できる。

(※)「完全電子化」とは、利用者等から書面での交付を求められた場合にも、書面を交付する義務を課さないことをいう。

上記のとおり、スマートフォン・パソコンを用いたサービスを提供する事業者や当該サービスを利用する利用者の利便性、デジタル・デバイドの観点から、いわゆる「スマートフォン・パソコン完結型サービス」について「完全電子化」が認められると考えられる。

そこで、「完全電子化」が認められる「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とは、具体的にどのようなサービスか、検討を深めた。

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」の考え方と具体的な制度措置

スマートフォン・パソコンを用いたサービスを提供する事業者や当該サービスを利用する利用者の利便性、デジタル・デバイドの観点を踏まえ、①カード番号等の交付・付与時、②カード番号等の利用時及び③債務請求時に、スマートフォン・パソコンのみによって行われているサービスを「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とする。こうしたサービスについて、包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の情報提供に関し、「完全電子化」を認めることが適切である。

なお、現時点においては、以下のような場合は、上記①②③の少なくともいずれかの時点でスマートフォン・パソコンのみによって行われている場合とは言えず、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とはみなさない。これらの「完全電子化」については、今後、スマートフォン・パソコンの利用状況、デジタル・デバイドの観点を踏まえ、検討を深める必要がある。

- 例）・物理的カードを同時に/追加で交付する場合
・物理的カードのクレジットカード番号をオンライン入力して決済する場合
・物理的カードをスマートフォンに紐づけて決済（QRコード決済やNFC決済等）する場合

包括信用購入あつせん業者に対する書面交付義務の見直し

包括信用購入あつせん業者に対する書面交付義務の見直しについて、以下の通り整理された。

中間整理

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外の場合において、包括信用購入あつせん業者における取引条件の表示義務やカード利用時の書面交付義務について、より一層の電子化を可能とすることは、近年スマートフォン・パソコンを利用したクレジットカード決済が普及する中で、**利用者の利便性を向上**させるとともに、**事業者のコスト負担軽減**という観点からも適切である。

また、一定割合存在する、高齢者等の**電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう配慮等も必要**である。

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外の場合の包括信用購入あつせん業者における書面交付義務について、加盟店の場合と同様、事前の承諾がないとしても、原則として電子メール等の方法を利用することができるとする場合、**どのような点に配慮した上で、具体的にどのような仕組みにすることが適切か**、検討を深めた。

具体的な制度措置

平成28年改正における加盟店の書面交付義務の見直し

改正の趣旨

スマートフォンの普及等情報化の飛躍的進展という社会状況の変化、FinTech等によるイノベーション振興の観点、情報提供に関してIT化に応じた対応を図る他方の動向等を踏まえ、情報提供に関する割販法の規定が今後の技術革新や新ビジネスの創出を阻害することのないよう、加盟店に係る書面交付義務の見直しを検討する必要がある。

義務の内容	改正前	改正後
カードによる商品購入時の情報提供 例) 対面取引におけるレシート等	原則：書面交付 例外：利用者が承諾した場合に電子メール等の方法によることができる	原則：情報提供(書面/電子メール等) 例外：書面交付を求められたときは、書面交付

平成28年改正により、**既に加盟店において、書面交付義務に代えて情報提供によることとされている中**、利用者の利便性や事業者のコスト負担の軽減、デジタル・ディバイドの観点から、**包括信用購入あつせん業者の書面交付義務についても同様の仕組みを念頭に置くことが考えられる。**

高齢者等の**電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう配慮等も必要。**
そこで、**少なくとも利用者等から求めがあった場合には、書面交付を行わなければならないことが考えられる。**

包括信用購入あつせん業者の書面交付義務^(※)については、**原則「情報提供」(書面/電子メール等のいずれも可)**によることを認めることとする一方で、電子的通信手段を有しない利用者等への情報提供が確保されるよう、**少なくとも利用者等から求めがあった場合には、書面交付を行わなければならない**こととすべきである。

(※)カード等の交付時の取引条件表示、カード利用時及びリボ払い債務請求前の書面交付義務を指す。

以上のとおり、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」において書面の「完全電子化」を図り、包括信用購入あつせんにおいて原則「情報提供」を許容するに際しては、こうした情報提供は、利用者が契約関係や利用情報を正確に把握する上で重要であることに鑑み、**制度の見直しに合わせて、消費者に対する啓発・教育に取り組むことが重要**である。

契約解除前等の催告書面の電子化

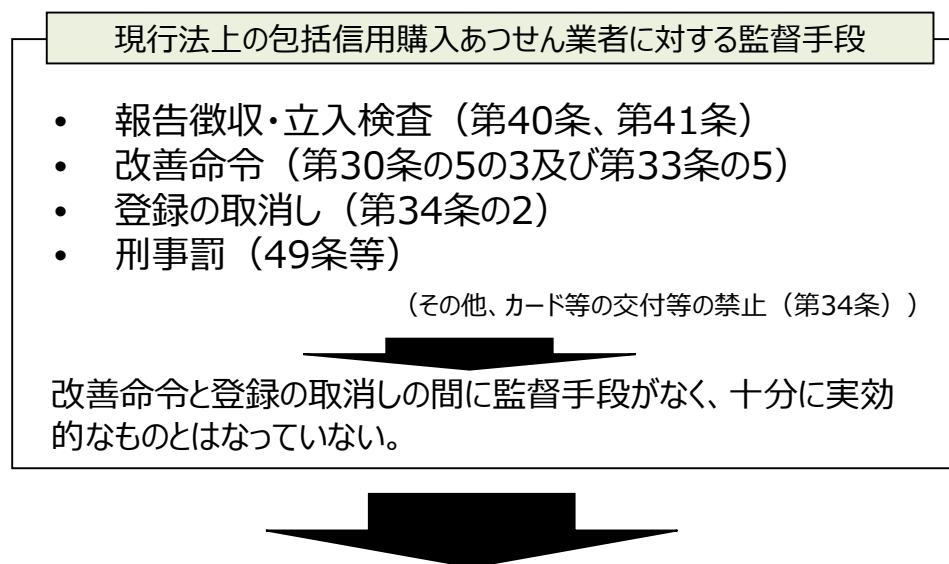
- 契約解除前等の催告書面の電子化について、以下の通り整理された。

- **契約解除前等の催告書面**は、利用者の法的な契約関係に影響するものであるため、**特に重要なものである**との指摘があり、その電子化に際しては、高齢者等の電子的通信手段を有しない利用者に対する一定の配慮が必要と考えられる。
- 一方で、**契約解除前等の催告書面の交付の方法については、利用者自身の意思が尊重されるべきものであり**、少なくとも、書面交付以外の方法を認めない現行制度については、電子化の観点から見直しを行うことが必要と考えられる。
- 「**スマートフォン・パソコン完結型サービス**」の利用者は、主として、「デジタル・ネイティブ」等の既にインターネット等を使いこなすことができる利用者が想定され、書面で交付を受けるより、いつでも・どこでも受け取り、利便性が高い電子での交付を受ける方が、消費者保護にも資するとも考えられ、「**デジタル・ディバイド**」の観点からも「**完全電子化**」とすることが許容できると考えられる。
- こうしたことを踏まえ、「**スマートフォン・パソコン完結型サービス**」に係る**包括信用購入あつせん業者の契約解除前等の催告書面については、「完全電子化」とすることが適当**である。
- なお、スマートフォンの急速な普及の中で、通常、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」を利用する利用者においては、「デジタル・ディバイド」という観点での問題は比較的想定されにくいと考えられるものの、「完全電子化」という新たな手法によることとするに際しては、**消費者に対する啓発・教育活動を進めるとともに、こうした制度の見直しの影響について、引き続き実態把握・検証を行うことが求められる**と考えられる。
- 「**スマートフォン・パソコン完結型サービス**」以外のサービスに係る**包括信用購入あつせん業者の契約解除前等の催告書面については、段階的な見直しを行うものとし、現時点においては、原則書面交付とした上で、利用者が承諾した場合には、電子メール等の方法によることができることとする**。
- ただし、「情報通信技術の活用が進む今日の社会において、書面の電子化による利点や課題などを考慮すれば、原則「情報提供」としても差し支えないのではないか」といった趣旨の意見も複数あり、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外のサービスに係る契約解除前等の催告書面の**更なる電子化**についても、関係する内外状況を踏まえつつ、原則「情報提供」とした場合の課題を整理し、**今後検討を深めることが重要である**と考えられる。

セーフティネットの整備

セーフティネットの整備

- 現行法上の包括信用購入あつせん業者における監督手段は、報告徴収・改善命令・登録の取消し・立入検査・刑事罰等が措置されているが、**改善命令と登録の取消しの間に監督手段がなく**、十分に実効的なものとはなっていないと考えられる。特に、情報窃取・不正利用の手段が巧妙化し、セキュリティリスクが高まるとともに、テクノロジーの進展に対応した柔軟な法体系へと移行すること等も踏まえ、**実効的な履行確保措置を講じることが必要**である。
- クレジットカード取引を巡るテクノロジーが進展し、安全・安心なクレジットカード利用環境の整備が求められている中、検査・監督を一層強化するため、「包括信用購入あつせん業者」・「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」に対する**業務停止命令を新設**すべきである。

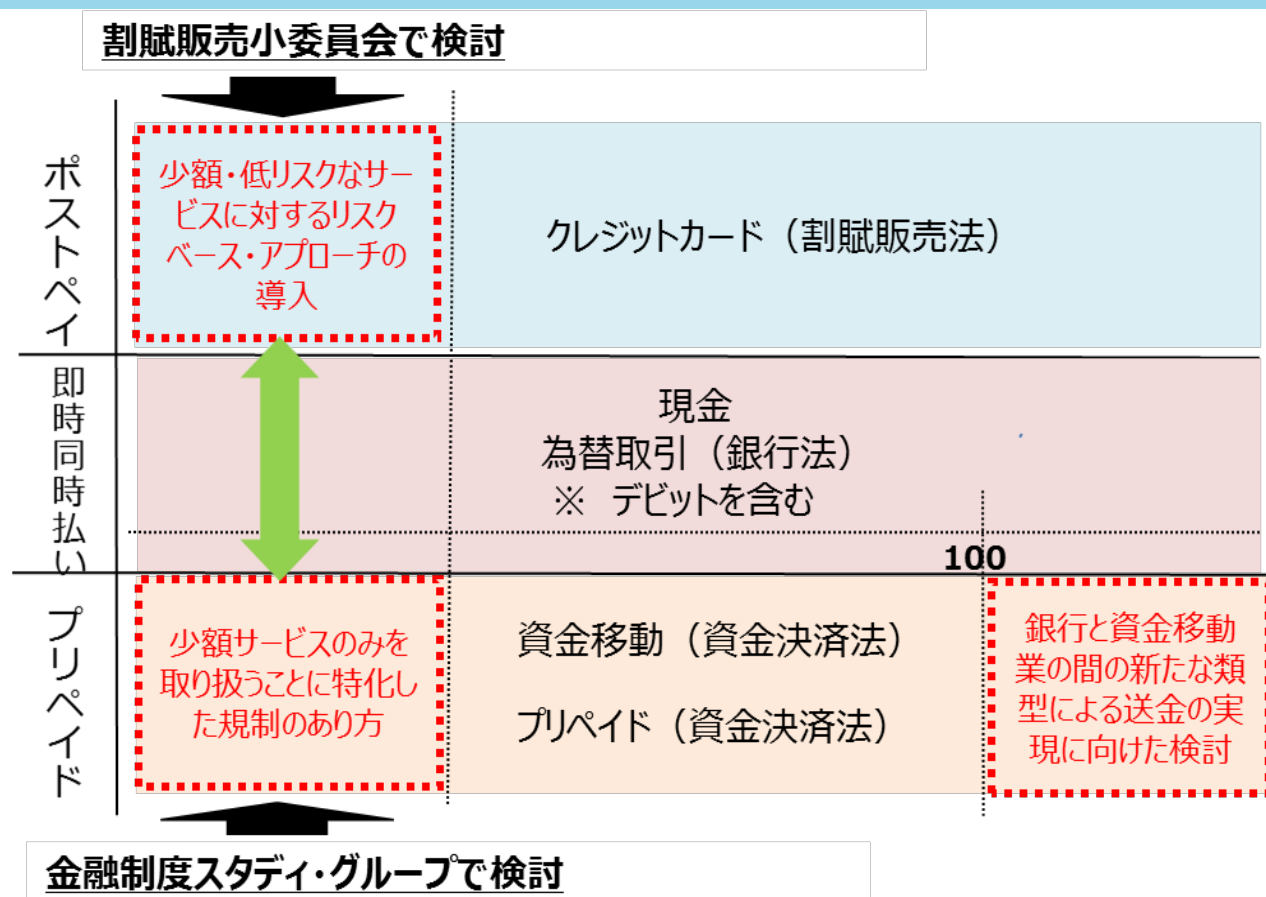


「包括信用購入あつせん業者」・「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」に対する**業務停止命令を新設**

今後具体的な検討を深めるべき課題

今後具体的な検討を深めるべき課題①

- 当面は、報告書に基づく割賦販売法の改正及び金融審議会での議論を受けた資金決済法の改正を早急に実現することが喫緊の課題となるが、引き続き、決済を巡る環境変化や現場のニーズを踏まえ、国際的な動向にも留意しつつ、**決済関連各法（割賦販売法・資金決済法・銀行法等）の法制的な横断論**についても、関係省庁が連携し、その具体的なあり方の検討をスピード感を持って進めていくことが必要である。
- また、その際には、**現行の規制**について、**必要性・合理性を再検討**することも合わせて必要となると考えられる。



【参考】ポストペイサービスに関する現行規制

- ① 銀行法上の銀行業の免許を受けて行う方法（為替取引と資金の貸付けの組合せ）
- ② 資金決済法上の資金移動業の登録及び貸金業法上の貸金業の登録を受けて行う方法
- ③ 割賦販売法上の信用購入あっせん業の登録を受けて行う方法

今後具体的な検討を深めるべき課題②

RegTech／SupTech

平成30年度に開催した「RegTech/SupTechに係る今後の取組の在り方に関する有識者検討会」で設定された**目指すべき将来像**やRegTech/SupTechの導入に向けた**ロードマップの基本枠組み**に則り、**これらの精緻化**を進めるとともに、引き続き**取組を推進**していくことが必要である。

令和元年度の現在までの取組

- ・ アドバイザリーボードの開催
- ・ 周知活動（FIN/SUM2019レグテック&ペインポイントワークショップでの登壇）
- ・ SupTechの実用化に向けた検討（音声データAIスコアリング実証実験の取組み） 等

成年年齢引下げを見据えた新成年への対応の充実

事業者による自主的な取組や日本クレジット協会における自主ルールの策定や教育活動の取組を参考としつつ、改正民法の施行に向け、今後、行政と事業者において、**具体的な対応のあり方について検討**を行うことが必要である。

「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表（抄）

現在までの取組

制度として支払可能見込み額の調査を実施するとともに、クレジット業界により自主的な以下の取組を実施。
・クレジット教育支援活動の強化（全国930の高校等に教材を無料配布、教員向けの勉強会（12会場）、教育機関への講師派遣等）
・消費者への理解促進活動の促進（大学850校にパンフレット配布、啓発キャンペーンの実施等）
・未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合、当該未成年者の親権者に同意を得ることを求める
日本クレジット協会を通じて、包括クレジット業者254社・個別クレジット業者146社に対し、若年者・未成年者との契約の実態把握のための調査を実施。

2019年度以降

若年者に対する適切な与信審査を通じた過剰と信防止措置を着実に行うとともに、普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進。成年年齢引下げに向けた業界の方針・取組状況等を把握するための調査を実施し、事業者における取組事例を含めその調査結果を検証・公表のうえ、事業者へのフィードバック等を通じて、効果的な取組を推進。

決済情報の利活用

銀行分野における取組の実情等も踏まえつつ、クレジット関連情報と他の情報との掛け合わせ等を通じた新たな付加価値やサービスを積極的に創出していくことを促進するため、**クレジット産業におけるオープンイノベーションを推進**することが必要である。クレジットカード会社における積極的な**オープンAPI戦略を後押しし、より一層のAPI開放を進める**ためにどのような方策が考えられるか検討を行うことが必要である。

また、決済情報の利活用を促進することを通じ、決済を起点とした商取引サービスの進化や手数料収入中心の従来の**ビジネス構造の転換を図る契機となることが期待**される。

今後の決済ネットワークのあり方

現在のクレジットカード決済ネットワークは、割賦販売法上の規制対象であるイシュア・アクワイアラー等の他、VISA、Mastercardといった国際ブランドや、国内においては、CAFIS、CARDNETといった決済インフラの仕組みによって支えられている。

こうしたクレジットカードをはじめとした決済ネットワークのあり方は、我が国の決済の安全性・安定性や手数料を含めた取引環境に影響を与えており、現状と課題を検証し、その**安全性・安定性や効率性の確保、利用者の利便性、加盟店の取引環境**等の観点に留意し、**今後のあり方について検討**を進める必要がある。

その際、**法制度のあり方も含め**、諸外国の例を見ながら、どのように措置することが適切か検討を深めることが必要である。

委員名簿・審議スケジュール

委員名簿

(令和元年 1 2 月 2 0 日現在)

岩原 紳作	早稲田大学法学部教授 (委員長)
池本 誠司	日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会幹事
岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
加毛 明	東京大学法学政治学研究科教授
沢田 登志子	一般社団法人ECネットワーク理事
田中 大輔	野村総合研究所上級コンサルタント
二村 浩一	山下・柘・二村法律事務所弁護士
藤原 静雄	中央大学法科大学院教授
柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
唯根 妙子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
渡辺 達徳	東北大学大学院法学研究科教授

(五十音順・敬称略)

審議スケジュール

- 第20回** 平成31年2月25日
議題 (1) 割賦販売小委員会の開催趣旨について
(2) 割賦販売法の施行状況について
(3) テクノロジー社会における割賦販売法制の現状と課題について
(4) 小委員会における論点について
- 第21回** 平成31年3月12日
議題 リスクベースアプローチと技術・データを活用した消費者保護の精緻化について
- 第22回** 平成31年4月2日
議題 (1) 決済横断法制論について
(2) RegTech/SupTechの推進について
- 第23回** 平成31年4月19日
議題 (1) 決済情報の利活用について
(2) 時代の要請を受けた消費者保護の課題について
(3) 与信審査における性能規定の導入について
(4) 中間整理の骨子案
- 第24回** 令和元年5月20日
議題 中間整理(案)について
- 中間整理公表 令和元年5月29日**
- 第25回** 令和元年10月15日
議題 (1) 中間整理の振り返りと今般の審議会における主な論点
(2) 少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入
(3) 時代の要請を受けた消費者保護～QRコード決済事業者等のセキュリティ対策～
- 第26回** 令和元年11月12日
議題 (1) 与信審査における性能規定の導入
(2) セーフティネットの整備
(3) 割賦販売小委員会 中間整理を踏まえた指定信用情報機関 株式会社シー・アイ・シーの取り組み
- 第27回** 令和元年12月2日
議題 (1) 時代の要請を受けた消費者保護～書面交付の電子化～
(2) 報告書骨子案
- 第28回** 令和元年12月17日
議題 (1) 時代の要請を受けた消費者保護～催告書面の電子化～ (補足説明資料)
(2) 報告書(案)

報告書公表 令和元年12月20日